

公益法人の定期提出書類とは？～事業報告等～

今回は基本に立ち返り、『公益法人の定期提出書類(事業報告等)』について概説する。

(ポイント)

- 事業報告等に係る提出書類とは？
- 事業報告等に係る提出書類の内容について

1. 事業報告等に係る提出書類とは？

公益法人は、一般法で定める計算書類等(貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告およびこれらの附属明細書)のほか、毎事業年度経過後に3か月以内に、財産目録、役員名簿等、役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類、キャッシュ・フロー計算書、運営組織・事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類を作成する必要があります。なお、キャッシュ・フロー計算書については、会計監査人の設置が義務付けられている法人のみに作成義務があります。

公益法人はこれらの書類をもとに毎事業年度終了後3か月以内に事業報告等に係る提出書類を行政庁に提出する必要があります。これは、公益法人が認定基準を継続して満たしているか、運営状況や決算は適正に行われているか等を行政庁が確認するためです(認定法21Ⅱ、認定法規則28Ⅰ)。

2. 事業報告等に係る提出書類の内容について

事業報告等に係る提出書類は、以下の書類から構成されています。

- ①提出書(かがみ文書)
- ②別紙1:運営組織・事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
について
- ③別紙2:法人の基本情報および組織について
- ④別紙3:法人の事業について
- ⑤別紙4:法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について
- ⑥別紙5:その他の添付書類
- ⑦参考資料

(裏面に続く)



公益法人の定期提出書類とは？～事業報告等～

事業報告等に係る提出書類の作成、提出

提出書(かがみ文書)

別紙1:運営組織・事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類について

別紙2:法人の基本情報および組織について

別紙3:法人の事業について

別紙4:法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について

別紙5:その他の添付書類

参考資料

毎事業年度終了後3か月以内に作成し、行政庁へ提出。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

＜同一労働同一賃金＞

同一労働同一賃金の導入は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消を目指すものである。大企業においては2020年4月1日よりすでに施行され、中小企業においてはこの2021年4月1日より施行される。この法律における不合理な待遇差の例としては、“通勤手当”が挙げられる。通勤手当は業務を行うに当たって必要な費用であり、正規雇用労働者と非正規雇用労働者で異なるものではない。そのため、通勤手当の支給について正規雇用労働者と非正規雇用労働者で差を設けていることは不合理な待遇差と判断される可能性がある。厚生労働省が公表している「同一労働同一賃金ガイドライン」には基本給や賞与、各種手当について、問題となる場合と問題とならない場合について具体例が示されているため、ご参考にしていただきたい。(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>)

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。